

## 意見公募要領

## 1 意見募集対象

情報通信審議会 情報通信技術分科会 新世代モバイル通信システム委員会報告（案）

## 2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、総務省ホームページ(<https://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄及び e-Gov(<https://search.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント」欄に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課にて配布し又は閲覧に供します。

## 3 意見の提出方法

(1) の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

(2) 及び (3) のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。（(2) の場合において、添付ファイルを添付せず、意見をメール本文に記載する場合も、これらの事項をメール本文中に記載してください。）

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) e-Gov(<https://search.e-gov.go.jp>)を利用する場合

e-Gov(<https://search.e-gov.go.jp>)の意見提出フォームから御提出下さい。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： [enhanced-mobile/at/ml.soumu.go.jp](mailto:enhanced-mobile/at/ml.soumu.go.jp)

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課 宛て

※スパムメール防止のため「@」を「/at/」としております。送信の際には恐れ入りますが、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1) の e-Gov を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

※極力、メール本文に直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。やむを得ず添付ファイルを送付する場合は、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せ下さい。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は、次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

- ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問合せ下さい。）
- ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承下さい。

#### 4 意見提出期間

令和7年9月11日（木）から同年10月10日（金）まで（必着）  
（郵送については、締切日に必着とします。）

#### 5 留意事項

- ・意見が1,000字を超える場合は、その内容の要旨を添付してください。
- ・提出されました意見は、e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」及び総務省ホームページ (<https://www.soumu.go.jp>) に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課にて配布し又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号及びメールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する場合があります。法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承下さい。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承下さい。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承下さい。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承下さい。

#### 連絡先窓口

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課

担当：乾補佐、岩佐係長

電話：03-5253-5893

電子メールアドレス：[enhanced-mobile/at/ml.soumu.go.jp](mailto:enhanced-mobile/at/ml.soumu.go.jp)

※ スпамメール対策のため、「@」を「/at/」と表示しておりますので、送信の際は「@」に変更してください。

## 意見書

令和     年     月     日

情報通信審議会 情報通信技術分科会  
新世代モバイル通信システム委員会 主査 宛て

郵便番号  
（ふりがな）  
住所（所在地）  
（ふりがな）  
氏名（法人又は団体名等）（注１）  
電話番号  
電子メールアドレス

新世代モバイル通信システム委員会報告（案）（「新世代モバイル通信システムの技術的条件」のうち「高度プラットフォーム（HAPS）の技術的条件」）に対する意見募集に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注１ 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注２ 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

注３ 別紙にはページ番号を記載すること。

| 該当箇所 | 御意見 |
|------|-----|
|      |     |